



厚生労働省発表  
平成20年10月16日

担 当	医薬食品局 食品安全部 監視安全課 輸入食品安全対策室
	室長 道野 (2495)
	担当 西村 (2497) 近藤 (2496) 田中 (2455)
	電話 03-5253-1111
	夜間直通 03-3595-2337

### 中国産乾燥鶏卵からのメラミンの検出について

- 1 今般、東京都千代田区保健所より、輸入者の自主検査により、中国産乾燥鶏卵からメラミンが検出され、当該品の採卵鶏に給餌されていた飼料からもメラミンが検出されたとの報告があった旨の連絡があり、本日、別紙のとおり輸入者が公表を行いました。
- 2 本件に係る検出原因は調査中ですが、厚生労働省としては、飼料等から食品中への間接的なメラミンの残留が確認された場合の取扱いとして、諸外国において規制値として示されている2.5 ppmを超えてメラミンが検出された場合にあっては、関係事業者に対し、自主的に当該食品の回収等の措置を講ずるよう指導することとし、次の対応をとったところです。  
※ただし、乳児用に使用される食品にあっては、メラミンが検出されてはならないものとする。
  - ① 関係機関及び関係事業者団体等に対し、上記の取扱いを周知すること。
  - ② 千代田区保健所に対し、輸入者による適切な自主回収を指導するよう、指示すること。
  - ③ 関係自治体に対し、既に輸入された同一製造者からの鶏卵について、輸入者による自主検査を指導するよう、指示すること。
  - ④ 検疫所に対し、今後輸入される中国産鶏卵について、輸入者による自主検査を指導するよう、指示すること。
- 3 なお、メラミンを意図的に添加した食品にあっては、引き続き、食品衛生法第10条（指定外添加物の使用）に違反するものとして措置することとしています。

#### <製品の概要>

1. 品名：乾燥全卵
2. 輸入者：三井物産株式会社（東京都千代田区大手町1-2-1）
3. 製造所：DALIAN HANOVO FOODS CO., LTD.（大連韓偉食品有限公司）
4. 検査結果：メラミン2.8、4.1、4.6 ppm 検出
5. 輸入量：20トン（うち400kgは消費済み、残りは保管中）
6. 検査機関：日本環境株式会社

<輸入実績> DALIAN HANOVO FOODS CO., LTD. からの鶏卵製品  
5件、53トン（平成19年10月16日～平成20年10月15日）

<参考1> 諸外国・地域における食品中のメラミンの規制値

国・地域	一般食品 (mg/kg)	乳児用食品 (mg/kg)
米国	2.5	設定なし
EU	2.5	設定なし
カナダ	2.5	1.0
ニュージーランド	2.5	1.0
香港	2.5	1.0

<参考2> メラミン等による健康影響について

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/emerg/melamine1009.pdf>

**PRESS RELEASE**

2008年10月16日

貿易記者会御中

三井物産株式会社

当社輸入中国産乾燥全卵の検査結果について

10月14日夕、三井物産株式会社(本社:東京都千代田区、社長:槍田松登、以下「三井物産」)が、中国の卵製品製造会社である大連韓偉食品有限公司(本社:中国大連市、社長:韓琳琳、以下「ハンウェイ社」)から輸入し、キューピータマゴ株式会社(本社:東京都調布市、社長:須田茂博、以下「キューピータマゴ社」)に納入した乾燥全卵を自主分析した結果、メラミンが微量\*1(2.8~4.6ppm)検出されました。これを受けて、翌10月15日朝、三井物産は関係官庁に事実関係を報告しました。

三井物産は、輸入数量20トンの内、キューピータマゴ社及び当社が保管中の未使用の在庫品約19.6トンに関しては、三井物産が全量を回収し、纏めて中国に積戻しもしくは廃棄処分する予定です。

既に三井物産からキューピータマゴ社に出荷し、最終ユーザーに納入済みの乾燥全卵約0.4トンに関しては、メラミンが混入していたかどうかは不明ですが、全量消費され、また最終ユーザーがこれを使用して製造した最終製品も既に販売済みであり全て消費されている旨、キューピータマゴ社より連絡を受けています。又、仮にメラミンが混入していた場合、最終ユーザーの製品に占める乾燥全卵の含有量は微量であり、健康上の被害が生じる危険性は無いとの連絡をキューピータマゴ社より受けております。

三井物産は、直ちにメラミンが混入した原因の究明をハンウェイ社に行うよう要請し、原因及び再発防止策が確認されるまで、当該乾燥全卵の輸入を中止することとしました。

本件に関して、皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

\* 1 米国食品医薬品庁基準によれば、人が一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日あたり体重1Kgあたりの摂取量は0.63mg(=0.63ppm)です。即ち体重60kgの人の場合、一日当たり37.8mg(=37.8ppm)となります。

以上

<お問い合わせ先>

三井物産 広報部報道室 原明子

TEL:03-3285-7566、FAX:03-3285-9819